



平成 28 年 10 月 28 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

『東日本大震災』関連情報

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
10月 5日	0.058	0.076	0.091	0.069
10月19日	0.057	0.080	0.089	0.070

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら幼稚園	裏磐梯幼稚園
10月 5日	0.101	0.078	0.098	0.115	0.068	0.075
10月19日	0.093	0.081	0.096	0.118	0.067	0.077

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	構造改善 センター玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
10月 5日	0.100	0.070	0.100	0.080	0.080
10月19日	0.090	0.070	0.100	0.080	0.080

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村民 グラウンド
10月 5日	0.080	0.090	0.060	0.109	0.080
10月19日	0.080	0.090	0.070	0.111	0.080

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■自家用野菜等の放射性物質検査（無料）を実施しています！

北塩原村構造改善センター（北山）内に北塩原村農産物検査室を設置し、自家用野菜・土壌・肥料等の検査を実施しています。

特に、「きのこ」「山菜」につきましては、放射性物質の吸収率が非常に高いことから、「野生」、「栽培」に関わらず事前に検査されることをお勧めします。

なお、非破壊式の検査機も導入となりました。自家用野菜やきのこ・山菜等、刻まずにそのままの状態でも検査できるため、持ち込まれた方へお戻しすることが出来るようになりました。

希望される方は、平日の午前9時から午後4時までに、下記の問合わせ先に申込みをお願いします。

【問合せ先】北塩原村農産物検査室 電話0241-23-0536

■農林産物モニタリング検査の実施について

※県のモニタリング検査が現在も継続して実施されています。

①検査申込み

◎週末に出荷するためには、月曜日から水曜日の朝までにお申し込みください。

◎採取量は原則1Kg。数量困難品目は500g程度でよいものもありますので、事前にお問い合わせください。

②農産物の検査

◎原則3点以上の検査が必要ですが、ジュンサイを除く農産物は1点以上となりました。

③大豆、小豆、そばの検査

◎小豆、ソバは1点検査すれば出荷できますが、大豆（青豆、黒豆、みそ豆等含む）は3点の検査が終了するまで出荷できませんので、ご注意ください。なお検体は1kg必要ですが、希望者には返却されます。

④野生の山菜やクルミなどの出荷について

◎山菜やクルミなどを出荷する場合は、モニタリング計画に基づき3ヶ所の検査を終了すれば生産者台帳に載っている人は出荷できます。

◎農林課では、昨年直売所等へ出荷した人を中心に台帳の整理をしていますので、山菜やクルミなどの出荷を予定している方は、役場農林課へお問い合わせください。

◎コシアブラ、葉ワサビ及び、野生きのこは基準値以内でも販売できませんのでご注意ください。

⑤「栽培きのこ」を販売される方へ

きのこは放射性物質の吸収率が非常に高いことから、検査が念入りに行われております。検査はロット単位に次の手順で行われます。

◎生産資材検査

「きのこ」の発生1ヶ月前に生産資材（ほだ木、菌床）の検査を受け、基準値以内であれば「きのこ」の検査を受けることができます。この段階で「廃棄対象」とされたほだ木や菌床は使用できません。基準値以内であれば、以後資材検査の必要はありません。

◎「きのこ」検査

生産資材が基準値以内であれば、そこから発生した「きのこ」の検査を行い基準値以内であれば出荷できます。翌年以降も出荷前に検査が必要です。（きのこは軸をつけたまま洗わずに出してください。）

なお、生産資材検査が終了するまで「きのこ」の検査を受けることはできませんので注意してください。

【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では10月25日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去186回実施しております。検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全安心な給食を提供するため、毎日給食提供前に食材の検査を実施しております。平成28年10月26日現在までの検査において、放射性物質は一度も検出されていません。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

○巡回相談日時・相談方法 11月16日(水) ※第3水曜日 午前11時～午後3時 【時間予約制】

※巡回相談日にご予約がない場合は不在となります。

○予約方法 予約専用電話 0242-24-0710

○予約受付時間 午前9時～午後5時 予約の最終受付は前日の午後4時まで[土日・祝日を除く]

○対象となる方

原子力発電所の事故により、風評被害に伴う減収などの損害を被られた観光業・商工業・サービス業・農林業を営まれている方

○開催場所

北塩原村自然環境活用センター

○その他

上記「巡回相談」以外での相談は「会津若松補償相談センター」まで

所在地：会津若松市インター西52（会津アピオ内）

開催日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時～午後5時まで

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■原子力損害賠償紛争解決センターについて

原子力事故による営業損害等について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手続きが難しいと感じられる方に対して、原子力損害賠償紛争解決センターでは個人の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。当センターは（1）**中立・公平な立場の仲介委員（弁護士）**が当事者の間に入り、（2）**裁判よりも手続きが簡便**で、ご本人様お一人でも申立てができ、（3）**仲介費用は無料**で（ただし、送料などの実費は発生します。）ご利用いただけます。農協等を経由した東京電力への直接賠償で賠償金を受領したが、個別の事情があるため賠償金額の算定に不満のある被害者の方々等の申立ても受け付けます。下記の当センター福島事務所会津支所までお越し頂くか、受付電話にお問い合わせください。

【支所の住所、受付電話番号】原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所

住所 会津若松市一箕町松長1-17-62 電話 0120-377-155

■災害時に備え、非常用持出品・備蓄品の準備をしましょう

いつおこるかわからない災害。いざというときにすぐに持ち出せるように日頃から持ち出し品と備蓄品の準備をしておきましょう。

【持ち出し品の例】（最低１日分は用意）

ヘルメット	家族の人数分用意する
懐中電灯	できれば１人１つずつ用意する
携帯ラジオ	FＭ・ＡＭ両方を聞けるもの
予備の電池	多めに用意する
非常食	乾パンや缶詰など火を通さずに食べられるもの
飲料水	ペットボトル入りのもの
救急医薬品	常備薬、ばんそうこう、風邪薬、胃腸薬、目薬など
貴重品	預貯金通帳、健康保険証、免許証、現金、印鑑など
生活用品	タオル、下着、軍手、マッチ、ライター、ろうそく、携帯充電器、毛布、ビニール袋、マルチツール、ティッシュペーパー、ビニールシートなど

【備蓄品の例】（３日分×人数）

非常食	そのまま食べられるものか、簡単な調理で食べられるもの 缶詰、レトルト食品、インスタントラーメン、チョコレートなど
水	飲料水は１人１日３リットルを目安に 生活用水はプラスチックのタンクなどに入れて保存
生活用品	毛布、寝袋、タオル、衣類、洗面用具、マスク、使い捨てカイロ、紙皿、鍋、やかん、ラップ、アルミホイル、新聞紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品、コンロ、ガスボンベ、簡易トイレなど ※乳幼児がいる場合：粉ミルク、ほ乳瓶、おむつ、離乳食など ※妊婦がいる場合：脱脂綿、ガーゼ、さらし、Ｔ字帯、清浄綿、新生児用品、母子手帳など ※要介護者がいる場合：おむつ、補助具の予備、常備薬、障がい者手帳など ※ペットがいる場合：ペットフード（食べなれているもの）、リード、首輪、迷子札、キャリーバッグ・ゲージ、健康手帳

【問合せ先】住民課生活班 電話０２４１－２３－３１１３

■吾妻山の火山活動について

気象庁は１０月１８日、吾妻山で噴火の兆候が見られなくなったとして、「噴火警戒レベル２」から「噴火警戒レベル１」に引き下げを発表しました。

このため、福島市は火口周辺規制（大穴火口から半径５００ｍ以内）を解除しました。また、福島県は１０月１９日より磐梯吾妻スカイラインの夜間通行止を解除し、２４時間通行可能となりました。

ただし、福島市は浄土平から一切経山への直登ルートの登山道は引き続き立ち入り禁止の自主規制を行いました。

登山される方は、万が一に備え、「ヘルメット」と「多めの食糧」を持参して登山されることを推奨します。

登山される方は、「登山カード」を記入し、備付けのポストに必ず投函してください。

テレビ、ラジオ等で常に最新の情報をご確認願います。

【問合せ先】住民課生活班 電話０２４１－２３－３１１３